各所属長 様

行政管理課長

住民異動関連手続実態調査の実施について(通知)

現在、住民異動及びそれに伴う手続を所管する関係課において、市民目線に立った、より利便性の高い窓口サービスを効果的かつ効率的に提供するため、各手続のワンストップ化の検討をしています。

検討の一環として、住民異動の際に市民が訪れる窓口の数、手続の組み合わせ、所要時間等に関する現状データを定量的に把握し、今後の詳細検討や実施後の効果検証における基礎資料となるよう、下記のとおり住民異動関連手続実態調査(以下「調査」という。)を実施します。

ついては、調査の対象窓口はもとより、対象とならない窓口におかれても、調査の 趣旨を十分理解の上、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

(行革推進室)

記

1 調査の対象窓口

市民課(住民係)、子育て支援課(児童手当窓口)、介護保険課、国民健康保険課、ごみ減量課(ごみ減量係)及び学校教育課の6窓口

2 調查期間

平成30年11月21日(水)から同年12月18日(火)まで

3 調査要領 別紙のとおり

- (1) 市民課(住民係)での異動手続を起点として、市民の方に所定の調査票を各窓口に持参してもらう方式とする。
- (2) 用件のある6窓口の受付職員が受付開始時刻、終了時刻及び手続の種類を調査 票に書き込む。
- (3) 用件のある6窓口のうち、最後の手続となった窓口において調査票を回収する。
- (4) 調査票(A5サイズ 若草色)

4 その他

6窓口以外の窓口において調査票の提出を受けたときは、6窓口のうち未記入の窓口(手続未済の窓口)にて提出してもらうよう、案内してください。

行革推進室 横山(3532)